

キーワード

- - back
 - back
 - (undefined)
 - (undefined)
- - back
 - (undefined)
 - (undefined)

キーワード

menu

- ニュース (/news)
- ビジネス (/categories/business)
- 法律・マネー (/categories/law_money)
- M&Aアーカイブス (/categories/archives)
- TOBプレミアム (/tob)
- 大量保有報告書DB (/shareholding_reports)
- M&A用語集 (/glossaries)
- M&A Onlineについて (/pages/about)
- 運営会社 (/pages/corporate)

Social media

(https://www.facebook.com/mandaonline.jp) (https://twitter.com/MandAOnline_jp)

法律・マネー (/categories/law_money)

法律・マネー

「仮想通貨」の税と会計

2018-03-09

[仮想通貨](#) (/tags/%E4%BB%AE%E6%83%B3%E9%80%9A%E8%B2%A8)
 [税務](#) (/tags/%E7%A8%8E%E5%8B%99)
 [会計](#) (/tags/%E4%BC%9A%E8%A8%88)
 [所得税法](#) (/tags/%E6%89%80%E5%BE%97%E7%A8%8E%E6%B3%95)
 [相続税](#) (/tags/%E7%9B%B8%E7%B6%9A%E7%A8%8E)
 [贈与税](#) (/tags/%E8%B4%88%E4%B8%8E%E7%A8%8E)
 [国外転出時課税制度](#) (/tags/%E5%9B%BD%E5%A4%96%E8%BB%A2%E5%87%BA%E6%99%82%E8%AA%B2%E7%A8%8E%E5%88%B6%E5%BA%A6)



国税の本丸を置く...財務省庁舎（東京・霞が関）

103

いいね!

0



(http://www.facebook.com/share.php?u=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308)

(https://twitter.com/search?q=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308)



(http://twitter.com/share?

url=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308&text=%E3%80%8C%E4%BB%AE%E6%83%B3%E9%80%9A%E8%B2%A8%E3%80%8D%20M%26A%20Online&hashtags=ma_online)



(https://plus.google.com/share?url=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308)

0



(http://b.hatena.ne.jp/entry/https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308)

- 所得税法上の取り扱い
- 相続税や贈与税はどうなる？
- 会計上はどう取り扱えばよいか？ (/articles/cryptocurrency0308?page=2#toc3)

2017年の終わりごろから、世界中で急速に普及し出した仮想通貨。ビットコインをはじめとして様々な仮想通貨が次々と生まれ、日本でも多くの人が「億り人」(おくりびと=仮想通貨投資で億万長者になること)となった。

しかし、あまりにも急すぎる普及であったため、日本における法整備はまだまだ追いついていない状況にある。そこで今回は、現時点で税務・会計上仮想通貨がどのように取り扱われるようになっているのかについて簡単にまとめてみたい。



(<https://www.flickr.com/photos/105644709@N08/10867597623/in/photolist-hykh9P-kvjNB9-rcE4FT-CENsZa-qwE1FN-meT2SH-TyQTzN-iVew2u-ioPzjY-6SzdSb-7KEz9X-hUYVDB-meUPA3-o1riiQ-kiwX6H-eP4MXP-ZMMCu2-j1XXSa-W8gUQR-gk9FEK-gGRhjt-gGQiTV-gGQjt-23HotVv-gGQBBF-ZUXJME-hVjYLr-gGQtqE-frS34B-jVmLTI-22tMQ5f-HFHCrc-gGPa8F-gGRjsr-ec7iAz-gGRmkp-v8H4-gGQDby-gGPj6m-qyLEqr-23fm5dh-gGPC3y-23Rm9Zy-gGQjSM-gGPhdw-xQqI7f-fur6LV-gGRiRr-E1hfCu-jh7ZwY>)

仮想通貨をめぐる法整備はまだこれから... (Photo by Antana)

所得税法上の取り扱い

恐らく、最も多くの個人投資家が気になっているところだと思われる。昨年9月の報道でも出たように、仮想通貨によって得た利益は、基本的に雑所得になるといわれている。ただ、事業者が事業用資産として仮想通貨を保有し、決済手段として利用している場合や、仮想通貨取引による収入によって生計を立てていることが客観的に明らかな場合には、事業所得に該当すると考えられる旨が、国税庁により発表されている。ということは、サラリーマンは基本的には仮想通貨による売買利益は雑所得に該当課税により申告しなければならない。そのため、

①株式やFX等の所得に対して適用される申告分離課税等とは違い、最高税率が55%（住民税含む）

②他の所得と損益通算ができない

という強烈なデメリットがある。しかし、損益通算はあくまで他の所得との通算ができないことから、雑所得内での損益は合算することは可能であると考えられる。つまり、ビットコインで生じた損と、イーサリアムで生じた利益を合算する分については問題ないと考えられるということだ。

また、先日ニュースで話題になったコインチェック事件について、盗まれたNEMの補償金も所得として課税対象になりうる旨の答弁書が閣議決定されたことから、やはりまだまだ法整備が十分に整っていないことが窺える。

相続税や贈与税はどうなる？

仮想通貨を大量に保有する人が死亡した場合や、仮想通貨を贈与した場合についてはどうなるのか、大いに気になる。

これについて、2017年6月に国税が発表している税務大学校論議「仮想通貨の税務上の取扱い－現状と課題－」では、仮想通貨は財産的価値を有することから、当然に相続財産となる旨が述べられている。ということは、仮想通貨を相続した場合、贈与された場合は、相続税も贈与税も発生してしまうこととなる。

ただ、仮想通貨は通常、取引を行う本人しか知らない秘密鍵を知らなければ、その通貨を誰も取り扱うことができない。そのため、相続人が被相続人の秘密鍵を知らない場合、財産的価値はもはやゼロとなるため、相続したと言えないのでは？となる。しかし、逆に秘密鍵を知られてないということを国税が立証することもまた困難。そのため、反証のない限り、被相続人の死亡時の価格で相続されたものとみなされてしまうことが、上記論議を通じて国税庁が発表している。

贈与税法上も、非課税枠である110万円を超える贈与を行った場合、現時点では贈与時の価格を財産評価としたうえで課税されることになる。また、この贈与のタイミングは、実際に仮想通貨を譲渡した時点だけでなく、秘密鍵を他人に共有した時点も含まれるものと考えられている。

会計上はどう取り扱えばよいか？

> 次のページ

(</articles/cryptocurrency0308?page=2>)

前のページ

1 (</articles/cryptocurrency0308>)

2 (</articles/cryptocurrency0308?page=2>)

次のページ (</articles/cryptocurrency0308?page=2>)

投資・マネー

2018-03-09

NEW! 「仮想通貨」の税と会計 (</articles/cryptocurrency0308>)

2018-02-12

仮想通貨の本質を学べる！ニコシア大学のeラーニングを受講してみた (</articles/virtual-currency>)

2018-01-30

仮想通貨とは...eフロント証券買収でM & A 資金に充てる例も (</articles/kasoutuuka20180130>)

2017-12-11

キーワード

- back
 - back
 - (undefined)
 - (undefined)
- back
 - (undefined)
 - (undefined)

キーワード

menu

- ニュース (/news)
- ビジネス (/categories/business)
- 法律・マネー (/categories/law_money)
- M&Aアーカイブス (/categories/archives)
- TOBプレミアム (/tob)
- 大量保有報告書DB (/shareholding_reports)
- M&A用語集 (/glossaries)
- M&A Onlineについて (/pages/about)
- 運営会社 (/pages/corporate)

Social media

(https://www.facebook.com/mandaonline.jp) (https://twitter.com/MandAOnline_jp)

法律・マネー (/categories/law_money)

法律・マネー

「仮想通貨」の税と会計

2018-03-09

[仮想通貨](#) (/tags/%E4%BB%AE%E6%83%B3%E9%80%9A%E8%B2%A8)
 [税務](#) (/tags/%E7%A8%8E%E5%8B%99)
 [会計](#) (/tags/%E4%BC%9A%E8%A8%88)
 [所得税法](#) (/tags/%E6%89%80%E5%BE%97%E7%A8%8E%E6%B3%95)
 [相続税](#) (/tags/%E7%9B%B8%E7%B6%9A%E7%A8%8E)
 [贈与税](#) (/tags/%E8%B4%88%E4%B8%8E%E7%A8%8E)
 [国外転出時課税制度](#) (/tags/%E5%9B%BD%E5%A4%96%E8%BB%A2%E5%87%BA%E6%99%82%E8%AA%B2%E7%A8%8E%E5%88%B6%E5%BA%A6)



国税の本丸を置く...財務省庁舎（東京・霞が関）

103

いいね!

0


<http://www.facebook.com/share.php?u=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308>
<https://twitter.com/search?q=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308%3Fpage%3D2>

http://twitter.com/share?url=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308&text=%E3%80%8C%E4%BB%AE%E6%83%B3%E9%80%9A%E8%B2%A8%E3%80%8D%20M%26A%20Online&hashtags=ma_online
<https://plus.google.com/share?url=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308>

0


<http://b.hatena.ne.jp/entry/https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308>

- 所得税法上の取り扱い (/articles/cryptocurrency0308#toc1)
- 相続税や贈与税はどうなる？ (/articles/cryptocurrency0308#toc2)
- 会計上はどう取り扱えばよいか？

会計上はどう取り扱えばよいか？

仮想通貨の急速な普及に追いつけていないのは、税務だけでなく会計の世界でも同じ。2017年12月6日に企業会計基準委員会より公表された「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」では、仮想通貨に対する会計上の基本的な考え方や、具体的な会計処理、適用時期等について定められている。

現行の日本における会計基準は、まず基本的な考え方・原則を特定した上で、個々の基準についてはその基本的な考え方に則って作成されている。(この基本的な考え方・原則については、「討議資料財務会計の概念フレームワーク」を参照)

そのため、上記の公開草案においても、仮想通貨は金融資産に該当するのか？ 棚卸資産？ はたまた無形資産？ という議論がなされているが、結局、仮想通貨はどれにも該当せず、直接的に参照可能な既存の会計基準は存在しないことから、既存の会計基準は適用せず、仮想通貨独自のものとして新たに会計処理を定められている。基本的な会計処理は、以下の通り。

- ・活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とする。帳簿価額との差額は、当期の損益。
- ・活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末時の処分見込価額が取得原価を下回る場合、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は、当期の損失。
- ・市場価格は、保有する仮想通貨の種類ごとに、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格を用いる。
- ・売却損益の認識時点は、当該仮想通貨の売買の合意が成立した時点。
- ・仮想通貨交換業者は、顧客から預かった仮想通貨について、預かった時点における時価により算定。また、同時に同額の返還義務を負債として認識。この負債は、期末時において時価で計上される（預かっている仮想通貨については評価損益が生じない）。
- ・売買損益は、純額で損益計上。






このように、税法はまだまだ法整備が整っておらず、これからも整備することが非常に困難であることが伝わってくる。会計基準は本当に最小限のことだけが公開草案として決定されているという印象を受ける。

いずれにおいても、これから様々な抜け道が利用されては、それを防ぐための新たなルールが生まれるという応酬が繰り返されることが予想される。例えば現時点では仮想通貨は金融商品取引法上の有価証券には該当しないと考えられているため、1億円以上の含み益を有する有価証券を持って国外へ出る際に課税される「国外転出時課税制度」は適用されないと言われているが、法整備によりこれが課税される可能性もある。

現在は許されていることが数年後にはアウトになる可能性が高いため、これら法整備等のアップデートについては適時にキャッチアップしていきたい。

文：M&A Online編集部

前のページ (/articles/cryptocurrency0308) 1 (/articles/cryptocurrency0308) 2 (/articles/cryptocurrency0308?page=2) 次のページ

- 103
いいね!
- 0
 (<http://www.facebook.com/share.php?u=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308>)
- 0
 (<https://twitter.com/search?q=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308%3Fpage%3D2>)
- 0
 (http://twitter.com/share?url=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308&text=%E3%80%8C%E4%BB%AE%E6%83%B3%E9%80%9A%E8%B2%A8%E3%80%8D%20M%26A%20Online&hashtags=ma_online)
- 0
 (<https://plus.google.com/share?url=https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308>)
- 0
 (<http://b.hatena.ne.jp/entry/https%3A%2F%2Fmaonline.jp%2Farticles%2Fcryptocurrency0308>)

M&A Online編集部 (/profiles/editor)

M&Aをもっと身近に。

これが、M&A（企業の合併・買収）とM&Aにまつわる身近な情報をM&Aの専門家だけでなく、広く一般の方々にも提供するメディア、M&A Onlineのメッセージです。私たちに大切なことは、**M&Aに対する正しい知識と判断基準を持つことだと考えています**。M&A Onlineは、広くM&Aの情報を収集・発信しながら、日本の産業がM&Aによって力強さを増していく姿を、読者の皆様と一緒にしっかりと見届けていきたいと考えています。

M&A Online編集部のほかの記事を読む (/profiles/editor)

投資・マネー

2018-03-09

NEW! 「仮想通貨」の税と会計 (/articles/cryptocurrency0308)

2018-02-12

仮想通貨の本質を学べる！ニコシア大学のeラーニングを受講してみた (/articles/virtual-currency)

2018-01-30

仮想通貨とは...eフロント証券買収でM & A 資金に充てる例も (/articles/kasoutuuka20180130)

2017-12-11

破産手続き中の「Mt. Gox（マウントゴックス）」債権者が民事再生法適用を申し立て (/articles/tsr0111mt-gox)

2017-12-06

不動産ファンドの仕組み、「TMKスキーム」とは？ (/articles/hoshino1206)